

平成25年行政事業レビューシート (外務省)												
事業名	国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) 拠出金 (任意拠出金)			担当部署	総合外交政策局			作成責任者				
事業開始・終了(予定) 年度	昭和48年 (国連薬物統制計画基金), 平成8年 (犯罪防止刑事司法基金), 平成17年 (テロ防止部拠出金), (平成23年度より統合)			担当課室	国際安全・治安対策協力室			室長 川上 文博				
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第31条 外務省組織規則第12条			関係する計画、通知等	国連総会決議(第25回(2719(1970年)), 第45回(45/179(1990年))), 第46回(46/152(1991年)), 第52回(52/220(1997年)), 第58回(58/140(2003年))), 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際テロ対策や、テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への対策を行う唯一の機関である国連薬物犯罪事務所 (UNODC) に対する拠出を通じて、東南アジア諸国やアフガニスタンとその周辺国等に対して、国際テロ対策・組織犯罪対策能力強化をはかる事業実施のための拠出を行う。また、近年全世界的に問題となっている新興薬物等の対策のための事業実施への拠出を行う。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国連薬物犯罪事務所が管理する2つの基金(「国連薬物統制計画基金」及び「犯罪防止刑事司法基金」)への拠出により、以下の事業を行う。 ① 東南アジア: ケシが不法栽培されているミャンマー等での薬物対策事業、タイ、フィリピンなどの人身取引被害者支援、各国の腐敗対策のための法整備支援、テロ対策法整備支援。 ② アフガニスタン及び中央アジア、イラン等周辺国: アフガン産アヘン・ヘロインが密輸される国々の、警察官に対する薬物取締能力強化、国境管理能力強化、薬物患者対策、農民によるケシ以外の代替作物栽培の促進事業。 ③ 近年新たな世界的問題となっている新興薬物 (NPS) 等の合成薬物対策、大麻対策支援。											
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他											
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求	
			当初予算	143	124	96	92					
			補正予算	917	1,388	486	—					
			繰越し等	—	—	—	—					
	計		1,060	1,512	582	92						
	執行額		1,060	1,512	582							
	執行率 (%)		100	100	100							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)				
	不正薬物は種類が多様であるため、統一的指標は困難であるが、参考指標として、代表的な不正薬物であるアヘンの世界全体の生産量				成果実績	トン	4,860	7,000	数値未公表 (6月に判明)	—		
	達成度			%	—	—	—					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込				
	国連薬物犯罪事務所への我が国拠出を使って、テロ対策、薬物対策、人身取引対策、腐敗対策事業で行ったプロジェクト数				活動実績 (当初見込み)	件	20 (20)	22 (22)	13 (22)	— (13)		
	算出根拠			我が国の平成24年度拠出金から特別目的基金 (SPF) として実施されたプロジェクトの合計額 (457,494,075円: 一般目的基金 (GPF) 分を除いたもの) を、そのプロジェクト数 (13) で割ったもの。								
単位当たりコスト	約35, 191, 851 (円/件)											
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由							
	国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) 拠出金		92									
計		92										

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	UNODCが進める事業は、我が国の治安に影響を与える重要な問題であるが、テロ対策・犯罪対策という国家の刑事司法・法執行機関に係る事業の性格上、その実施を民間に委託することは不可能である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	UNODCが行う事業の計画については、事前に経費内訳を含む実施計画書を作成、抛出国宛てに提出され、抛出国の了承のもとに進められる。事業実施中は必要に応じ中間報告書が抛出国に提出される他、実施後は抛出国に対し事業の完了報告書が提出される。UNODCにおいて実施された事業の詳細については、国連の規則に従い、国連の監査機関による定期的な内部監査を受けている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	UNODCが実施する事業においては、途上国の実態に応じ利用可能な人材・機材が投入される。我が国抛出による例として、タイ語に翻訳される人身取引対策の研修教材は長期間利用可能であり、対アフガニスタン等支援において整備された国境管理施設・要員は、事業実施後も当該分野において活用される。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	UNODCが実施する事業は、世界各地の途上国における刑事司法・法執行関係者への能力向上支援を主としており、我が国のみならず諸外国の専門家を活用した研修、セミナー、ワークショップ開催等を実施している。これら外国や国際機関の知見をも活用する活動は、国内の他府省によっては実施不可能なものである。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	アフガニスタンにおいては、農民が違法と知りつつ栽培したケシをもとにアヘンやヘロインが製造され、これらがイラン、中央アジア各国などその周辺国において不法取引されている。これら不法取引による収益は、テロリストの資金源となっている旨指摘されている。UNODCはこのような国際テロ対策、組織犯罪対策に包括的に取り組む唯一の国際機関であり、これまで我が国からの抛出は、東南アジア各国やアフガニスタン及びその周辺国の薬物、テロ、人身取引、腐敗の各対策に使われてきた。タイやフィリピンにおいて実施した人身取引対策事業は、被害者施設の充実や法執行機関職員の訓練に、東南アジアを対象としたテロ対策事業は、インドネシアを初めとする各国のテロ関連条約締結と国内法整備に寄与した。アフガニスタンとその周辺諸国に対して実施された事業は、国境管理能力や麻薬警察の取締り能力向上、麻薬患者対策、農民による代替作物栽培促進に寄与している。今後ともUNODCによるプロジェクトが迅速かつ効率的に実施されるよう、案件を個別に精査するとともに、UNODC事務局に申し入れる。また、北／西アフリカ等、他の地域を含め、途上国のテロ対策、薬物対策等に資す良好な案件の発掘につとめる。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
我が国のUNODC拠出金により、ロシアのドモジドヴォ研修所で実施したアフガニスタン警察官に対する麻薬対策研修(UNODCホームページ) http://www.unodc.org/unodc/en/frontpage/2012/June/unodc-japan-and-russia-launch-joint-project-to-assist-afghanistan-in-tackling-drug-trafficking.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	77,104,144,151	平成23年	73,109,145,153	平成24年	112